

お知らせ

町田市葬祭事業の告知

市では、ご不幸があった方に対して、安価であっても厳かなお見送りができるよう、祭壇等の貸し出しや葬祭用品の販売等を行っています。お見送りの方法に合わせて必要なものを1つずつ選べます。

貸出用具、販売用品によって費用が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※この事業は市が(公社)町田市シルバー人材センターに委託して、町田市葬祭事業所で実施しています。

☑申請者または亡くなられた方の住民登録が町田市で、市内で葬儀を営まれる方

【事前訪問相談も行っています】

☑市内在住の、高齢や身体が不自由などの理由で来所できない方



☎町田市葬祭事業所 ☎791・3861 (受付時間＝午前8時30分～午後5時〔年始3日間を除く〕)、町田市福祉

総務課 ☎724・2537

大地沢青少年センター～10月分の利用受付開始

☑市内在住、在勤、在学の方が過半数のグループまたは個人

☑4月4日午前8時30分から電話で同センター(☎782・3800)へ。

※初日の午前8時30分～午後1時の受付分は抽選、午後1時以降は申し込み順に受け付けます。

※10月6日、13日、20日、27日は利用できません。

せせらぎの里 町田市自然休暇村～10月分の利用受付開始

☑市内在住、在勤、在学の方とその同行者

☑町田市自然休暇村(長野県南佐久郡川上村)

☑4月1日午前8時30分から電話で自然休暇村(☎0120・55・2838)へ(自然休暇村ホームページで申し込みも可)。

※10月1日、13日、14日は利用できません。

催し・講座

毎月第3水曜日

市庁舎でリサイクル広場

対象品目を資源として、無料で回収します。

☑市内在住の方

☑毎月第3水曜日、午前10時～午後3時(祝日を除く)

※都合により開催できない場合があります。

☑場市庁舎前

☑対象品目陶磁器(土鍋・植木鉢含む、

割れた物可)、家庭金物(鍋・フライパン等の台所用品)、ガラス食器(割れた物可)、廃食用油、防水やワックス加工がしてある紙容器(ヨーグルトの容器、アイスカップ等)、裏面が銀色・茶色の紙パック、洗剤の計量スプーン、ペットボトルのふた、パン袋の留め具、ビデオテープ、小型家電(30cm×15cmの投入口に入る製品)、携帯電話

※指定収集袋で出せる、重さが10kg以内の物に限ります。

※回収したものは原則リサイクルします。

☎3R推進課 ☎797・0530

犬をお連れの方へ

公園を利用する際はマナーが大切です

☎公園緑地課 ☎724・4399

市では、より多くの皆さんに安全・安心な楽しい時間を過ごしていただけるよう、公園の維持管理に取り組んでいます。

○犬の立ち入りを禁止している公園もあります。

利用する前に、看板を確認しましょう。

○リードは適切な長さに調節し、必ずつなぎましょう。

犬から目を離さないようにしましょう。

○フンは必ず持ち帰り、尿は水で流しましょう。

公園灯に尿をさせると故障の原因になりますので、おやめください。

町田市のお得な中小企業支援制度を活用しませんか

市内事業者への支援制度

☎産業政策課 ☎724・3296

市では、市内事業者の皆さんに活用いただける各種支援制度を用意しています。申請書類等の詳細は、町田市ホームページをご覧ください。

補助制度

❖ 産業見本市出展への補助

☑市内中小企業者(市内に住居登録を有する個人または市内を納税地とする法人で、1年以上事業を営んでおり市税を完納していること)

☑補助対象事業 2021年3月31日までに開催される国内外の見本市・展示会等に出展する事業(一部を除く)

☑補助対象経費 国内で行われる見本市・展示会等＝主催者へ支払う出展料(会場使用料、補助額上限20万円)、国外で行われる見本市・展示会等＝外国語表記の冊子等の作成費用(補助額上限5万円、トライアル認定事業者の場合は上限10万円)

☑補助割合 一般事業者＝2分の1以内、小規模事業者＝3分の2以内

※町田市トライアル発注認定事業者が認定商品をPRするために出展する場合の補助割合は、4分の3以内です。

☑申請書(町田市ホームページでダウンロード)に記入し、必要書類を添えて、直接産業政策課(市庁舎9階)へ。

❖ 特許権等の産業財産権取得への補助

☑市内中小企業者(市内に住居登録を有する個人または市内を納税地とする法人で、1年以上事業を営んでおり市税を完納していること)

☑補助対象事業 2021年3月31日までに終了する次のいずれかの事業 ①特許権・実用新案権・意匠権・商標権

の出願②特許出願にかかる出願審査請求

☑補助対象経費及び補助割合①の場合＝出願印紙代全額と出願にかかる弁理士手数料の2分の1の額を合計した額(上限10万円、ただし商標権は5万円) ②の場合＝特許出願審査請求印紙代全額と出願にかかる弁理士手数料の2分の1(上限2万5000円)の額を合計した額(上限10万円)

※小規模事業者の出願にかかる弁理士手数料の補助割合は、いずれも3分の2の額となります。

※早期審査請求や電子申請等に係る弁理士に支払う手数料は補助対象外です。

☑申請書(町田市ホームページでダウンロード)に記入し、必要書類を添えて、直接産業政策課(市庁舎9階)へ。

❖ ものづくり企業地域共生推進事業補助金

工場に防音壁を導入するなど、ものづくり企業が市内で行う地域との共生を目的とした事業に係る経費の一部を補助します。

☑都内で1年以上工場等を操業するものづくり企業等

☑補助対象事業 地域との共生を目的とする工場の改修・移転事業、設備更新・導入事業、住民受け入れ整備事業

※2021年3月15日までに完了する事業が対象です。

☑補助額 補助対象経費の4分の3以内(上限375万円)

※上限額に達し次第、受け付けを終了します(先着順、審査有り)。

☑申請書(町田市ホームページでダウンロード)に記入し、必要書類を添えて、直接産業政策課(市庁舎9階)へ。

※申請の際は、事前に産業政策課へ

ご連絡ください。

認定事業

❖ 町田市トライアル発注認定制度

市内事業者が開発する新規性の高い優れた商品・サービスの信用力向上や販路拡大を支援するため、一定の基準を満たした商品及び開発した事業者を認定しています。

認定された商品は、市が作成する「認定商品カタログ」や広報まちだ、町田市ホームページ等に掲載します。また、認定期間中は市の中小企業融資制度や産業見本市出展支援事業においても優遇されます。

これまでに29事業者38商品が認定を受けており、市内外のイベント等で一体的なPRを広く実施しています。

☑新規性の高い優れた新商品及びそれを生産する中小企業者(市内に住居登録を有する個人、または市内を納税地とする法人で、1年以上事業を営んでおり市税を完納していること)

☑認定基準 次の要件をすべて満たす商品であること ①申請時点で、販売開始から5年以内である②既存の商品とは別個の範疇に属するものであるか、同一の範疇に属しても著しく異なる使用価値を有するため、実質的に別個の範疇に属すると認められる③技術の高度化、経営能率の向上、市民生活の利便の増進に寄与すると認められる④生産方法、必要な資金額、資金調達方法が、事業者の新たな事業分野開拓のために適切なものである

※食品並びに医薬品、医薬部外品及び化粧品を除きます。

☑認定期間 認定された日から2023年

3月31日まで

☑審査方法 専門機関による書類審査及び「町田市トライアル発注認定制度選考懇談会」での学識経験者等による意見聴取(事業者プレゼンテーション有り)

☑申請書(町田市ホームページでダウンロード)に必要書類を添えて、5月15日まで(必着)に直接または郵送で産業政策課(市庁舎9階)へ。

❖ 「先端設備等導入計画」の認定

生産性向上特別措置法に基づき、中小企業者が機械・装置などの設備投資を通じて労働生産性の向上を図るために作成する「先端設備等導入計画」の認定申請を受け付けています。計画が認定されると、税制面や国の各種補助金採択においてメリットがあります。

☑市内の事業所に設備を導入する中小企業者

☑認定によるメリット ①計画認定を受けた設備(償却資産)に係る固定資産税が3年間ゼロとなる②国の各種補助金(ものづくり・サービス補助金、IT導入補助金等)の優先採択(加点)の対象となり、一部の補助金において補助率が拡充される

※市への申請にあたっては、作成した「先端設備等導入計画」の内容について、経営革新等支援機関(町田商工会議所、町田新産業創造センター、市内金融機関等)による事前確認書の発行を受ける必要があります。

※設備取得は、必ず市による計画認定後に行っていただく必要があります。

☑申請書(町田市ホームページでダウンロード)に記入し、必要書類を添えて、直接産業政策課(市庁舎9階)へ。